

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)

令和4年5月10日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長 下野 浩史

1 業務概要

(1) 業務名

令和4年度官庁営繕事業における一貫したBIM活用に関する調査検討業務

(2) 業務内容

本業務は、官庁営繕事業においてBIMモデルを活用することにより、事業の円滑かつ効率的な実施、品質の確保及び生産性の向上を実現するため、試行・先行事例の調査、課題整理と対応方法の検討を行い、有識者の意見を聴取するなどにより検証・確認し、官庁営繕事業への導入に関する技術資料をとりまとめるものである。

(3) 履行期間 契約締結の翌日から令和5年3月20日まで

(4) 本業務は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムにより難しいものは、5(1)担当部局へ理由を付して願い出て、承諾を得た場合には資料提出を紙契約方式に代えることができる。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、以下の(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 国土交通省大臣官房官庁営繕部における令和3・4年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。

③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記②の再認定を受けた者を除く)でないこと。

④ 国土交通省大臣官房官庁営繕部長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停

止を受けている期間中でないこと。

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書参照）

(2) 設計共同体

2 (1) 単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年5月10日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより国土交通省大臣官房官庁営繕部長から令和4年度官庁営繕事業における一貫したB I M活用に関する調査検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）認定を受けているものであること。また、管理担当者は、設計共同体の代表者の組織に属していること。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 管理担当者・主任担当者の資格

(2) 平成19年4月1日から参加表明書提出日までに契約履行が完了した同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）

(3) 平成29年4月1日から令和4年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省官庁営繕部等実施^{※1}の調査検討業務^{※2}の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績の成績評価点の平均）

※1 国土交通省官庁営繕部等実施の調査検討業務：国土交通省大臣官房官庁営繕部長、国土交通省各地方整備局長、国土交通省各地方整備局営繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は内閣府沖縄総合事務局開発建設部長が発注した調査検討業務のうち、調査職員が国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、国土交通省各地方整備局営繕事務所、北海道開発局営繕部又は内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもの。

※2 調査検討業務：建築関係建設コンサルタント業務のうち、建築関係の設計業務等（設計業務、積算業務、設計意図伝達に係る業務、診断業務、工事監理業務及び敷地調査業務）を除くもの。

4 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 管理担当者・主任担当者の資格

(2) 平成19年4月1日から参加表明書提出日までに契約履行が完了した同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）

(3) 平成29年4月1日から令和4年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省官庁営繕部等実施^{※1}の調査検討業務^{※2}の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績の成績評価点の平均）

(4) 業務実施方針及び手法

業務の理解度及び取り組み意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 13階
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係
電話 03-5253-8111(代) (内線23-153)
メールアドレス：hqt-kantyoueizen-keiyaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和4年5月10日（火）から令和4年6月17日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く、9時00分から17時00分まで。
- ② やむを得ない事由により、上記①の交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等）を上記(1)担当部局に持参又は郵送（簡易書留等の配達記録が残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記(1)担当部局にその旨連絡すること。持参による場合は、上記(1)担当部局に記録媒体（未使用のもの）を持参すること。郵送による場合は、上記(1)担当部局に記録媒体（未使用のもの）、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、令和4年5月10日（火）から令和4年6月17日（金）までの休日等を除く、9時30分から18時15分までとする。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和4年5月24日（火）17時00分。

提出場所：紙入札方式による場合は、上記(1)担当部局に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は表明書、資料及び返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、簡易書留郵便料金分を加えた料金（404円）の切手を貼った長3号封筒）を持参、郵送（書留郵便）又は託送（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で、かつ記録が残るものに限る。）（以下郵送等という。）する、若しくは表明書、資料を電子メールにより提出するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示をすること（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）とし、郵送等する場合は、提出期限までに(1)担当部局へ必着とすること。

また、電子入札システムにおける資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和4年6月20日（月）17時00分。

ただし、紙入札方式による場合は、同日の18時15分まで。

提出場所：紙入札方式による場合は、上記(1)担当部局に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は技術提案書、資料及び返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、簡易書留郵便料金分を加えた料金（404円）の切手を貼った長3号封筒）を持参、郵送等する、若しくは技術提案書、資料を電子メールにより提出するものとし、これ以外の方法による提出を認めない。な

お、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示をすること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）とし、郵送等する場合は、提出期限までに(1)担当部局へ必着とすること。

また、電子入札システムにおける資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店：日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店：日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁：国土交通省大臣官房官庁営繕部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の調査検討業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)担当部局に同じ。
- (6) 2(1)②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業も5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
また、2(2)に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）は、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- ~~(7) 技術提案書に関するヒアリングを行う。~~
- (8) 詳細は、説明書による。